

意見書案第10号

特定秘密保護法案に関する意見書

標記の意見書案を別紙のとおり、逗子市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成25年12月10日

逗子市議会議長 塔本正子 殿

逗子市議会議員

岩定年治 

同

原口洋子 

同

長島有里 

同

松本寛 

(別紙)

特定秘密保護法案に関する意見書

政府は「特定秘密の保護に関する法律案」(秘密保護法案)を臨時国会に提出し、会期内での成立を目指している。

同法案は「行政機関の長」が「特定秘密」を指定し、それを漏らしたり、アクセスする人を処罰するという骨格としており、秘密指定に当たっては恣意的な指定がなされる恐れがあり、何が特定秘密であるかも国民には知らされない。また、秘密を取得する行為は最高10年の懲役で執行猶予もない厳罰であり、過失による漏えいも処罰対象とされ、処罰される対象は公務員に限らず、研究者や技術者、マスコミといった一般国民に及ぶ。

原発の安全性に関する問題も、原発に対するテロ活動防止と関連付け、特定秘密に指定される可能性も否定できない。また、TPP交渉に関する情報も、外交に関する情報として特定秘密に指定され、内部告発や取材活動が処罰の対象になれば、国民の生命や生活にかかわる重要な情報を知ることができなくなる恐れがある。

秘密の期間は最高5年としているが、更新も可能とされており、事実上無期限で秘密とすることも可能で、国民の知る権利を否定することにつながる。

秘密保護法案をめぐっては、国民の間からも多くの反対意見や疑念・不安の声が出されており、地方公聴会と参考人からも「反対」と「懸念を示し、慎重な審議を求め」の意見がほとんどである。政府が行った意見公募(パブリックコメント)では反対が76.9%であり、共同通信社の調査で82%を超える国民が、性急な採決ではなく「慎重な審議」を求めている。

また、多くのマスコミや報道関係者、ジャーナリスト、日本弁護士連合会が法案に反対との声をあげている。

よって、逗子市議会は、参議院議長と内閣総理大臣に対し、国民の大多数の懸念が解消されず、理解が得られていない状態で秘密保護法案を拙速に成立させるのではなく、慎重かつ徹底した審議を行うことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月10日

逗子市議会